

審査の結果の要旨

氏 名 古 倉 宗 治

この論文は、とくに近年、環境共生型の移動手段として自転車が注目されているにもかかわらず、自転車を移動手段として利用するための具体的かつ強力な施策はほとんど講じられていない点に関連し、次のような研究を展開し、自転車利用の促進のための有効なソフト施策の提案を行った。

第一に、①自転車の利用促進を図るソフト面の施策を対象とすること、②既存の研究、文献等により、自転車利用に伴う多様なメリットの存在及び内容並びにデメリットを明らかにしたこと、③自転車に関係する主体に自転車利用のソフト施策について意識調査等を行い、その有効性と受容可能性を検証したこと、④ソフト施策として、安全快適迅速な交通手段として活用するために不可欠な車道走行のための既存の道路空間の活用方策、通勤や買い物における自転車の利用のインセンティブ方策、安全快適な走行環境や走行方法の情報の提供又は取得方策等を考察し、有効な施策の提案を行ったこと、⑤有効な自転車利用促進策を講ずるに当たって障害や欠点について、克服できるものであることを立証し考察したこと、である。

第二に、自転車利用のメリット、デメリットについて、各種文献や既往の調査研究から、健康増進、経費節約など個人にとってのメリットや利用のインセンティブを明らかにした。また、雇用者の企業にとってメリットがあること、公共や国にとっても医療健康関係費、自動車用の道路整備管理費、石油需要などの削減ができるなどのメリットもあることを明らかにした。反面、自転車利用に伴うマイナス面として、自転車放置、交通安全、盗難の各問題、ルール無視の利用者の存在などととも、自転車独自の利用阻害として雨や勾配等の自然障害などが指摘されていることを述べた。

第三に、我が国における自転車の位置づけ及び自転車施策の評価を、米国等の自転車先進国と比較して考察した。米国では自転車と自動車は車道で法律上対等の位置づけがなされ、これに基づき道路空間の確保などの道路交通施策が講じられているが、日本は法律上道路交通の主体としての明確な位置づけがなく、自転車が車道・歩道のいずれを走行すべきかの基本的性格もあいまいであり、かつ法律上歩車道とも他の交通主体の劣後の地位である。

第四に、自転車やその施策について、自治体、住民、商業事業者、雇用者等に対して相互に関連したアンケート調査を行い、基本的な方向性としては、自治体においては自転車利用の促進を図るべきとするものが多くを占め、今後実施したい自転車利用促

進策としては、占用物件の排除、自転車通勤の奨励の広報、自転車走行空間の標識、案内板の設置など走行空間と通勤等に関心がある。これに対して住民がもっと自転車に乗りたいと思うきっかけは、第1位自転車通勤手当の支給 76.3%、第2位スーパーでの自転車来店者に対する割引チケット 76.0%となっており、企業アンケート調査では、自転車通勤を推進すべきであるとするものは 48.2%であり、一定の行政施策を前提として企業の通勤における自転車の利用促進の素地は十分存在することを明らかにした。自治体、住民、企業のいずれも、自転車利用について積極的の取り組む可能性は高く、その場合に自治体が取組み、一体として積極的に推進する場合は、それぞれ受容性が高く、自転車利用促進施策は効果がより高いことがわかった。

第五に、上記アンケート調査、自転車先進国の政策、文献等をもとにして、自転車利用のソフトな促進策を取り上げて考察し、提案した。

すなわち、①総論として、自転車の法律上、計画上、財政上等の優先的な位置付けを行うとともに、これに基づき、分担率及び安全対策の目標を設定すること、各論として、②自転車専用レーンの設定を含めて車道での走行空間の確保を図ること、③自家用車利用の多い近距離の通勤や買物については、適当なインセンティブと環境整備により、自転車の利用の可能性が高いこと、④ハードの施設整備ではカバーしきれない走行空間において、必要な情報の提供や獲得策を講ずることにより、安全快適迅速な自転車利用の促進の基礎は十分確保できることを考察した。

第六に、自転車利用を促進するための施策に対して阻害要因になると思われる問題点について考察した。放置問題、安全性の向上、雨等、ルールを守らない傾向について検討して、いずれも自転車利用の促進を本質的に否定するようなものでないことを立証した。

これらをまとめて、自転車の位置付け及び施策の目標の設定を基本に、車道空間における自転車走行空間の確保策、通勤及び買物における自転車利用促進策、自転車利用を支える適切な情報提供と獲得の方策等を提案するとともに、放置問題、安全性、雨等の利用阻害、ルール無視の態度などの問題点も克服可能であることを立証し、自転車利用の促進を図る上で極めて有意義で、説得性のある知見を導いた。

よって本論分は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。